

○立命館大学利益相反規程

2004年3月24日

規程第593号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本大学の社会的信用を維持し、健全な産学官連携活動を推進するため、利益相反を適切にマネジメントする取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、第2項および第3項における「責務相反」と「個人としての利益相反」の双方を含んだ概念をいう。

- 2 この規程において「責務相反」とは、本大学における職務遂行責任と、学外活動または兼業活動における職務遂行責任とが相反する状態をいう。
- 3 この規程において「個人としての利益相反」とは、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任と、学外活動または兼業活動から得られる教職員個人の利益とが相反する状態をいう。

(利益相反委員会)

第3条 利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進ならびに教育および研究の高度化を図るため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置する。

- 2 利益相反委員会は、次の各号に掲げる事項を審議および実施する。
 - (1) 利益相反ポリシーに関すること。
 - (2) 学校法人立命館教職員兼業規程第4条第3項に定める兼業申請の審査に関すること。
 - (3) 利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）に関すること。
 - (4) 利益相反に係る相談および助言に関すること。
 - (5) 利益相反に係る広報および啓発に関すること。
 - (6) 利益相反事例に係る調査、改善指導または是正勧告もしくは命令に関すること。
 - (7) その他利益相反に関すること。
- 3 利益相反委員会は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 副総長（研究担当）
 - (2) 研究部長のうち委員長が指名する者
 - (3) 研究部副部長のうち委員長が指名する者
 - (4) 人事部長

(5) 研究部事務部長

(6) その他、委員長の指名する者

4 利益相反委員会の委員長は副総長（研究担当）、副委員長は研究部長とする。

（利益相反アドバイザー）

第4条 日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもとに、利益相反アドバイザーを置く。

2 利益相反アドバイザーは、教職員の産学官連携活動を積極的かつ健全に推進するために、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 利益相反に関する相談および助言

(2) 利益相反に関する広報および知識の普及

(3) 利益相反全般および個別の利益相反事例に係る各種調査

(4) 個別の利益相反事例に係り、利益相反委員会で審議する必要性の有無の判断

(5) その他利益相反に関すること。

3 利益相反アドバイザーは、研究部長、研究部副部長、研究部事務部長および研究部次長が兼務する。

第2章 「責務相反」マネジメント

（兼業手続）

第5条 兼業に関する手続は、学校法人立命館教職員兼業規程による。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第3章 「個人としての利益相反」マネジメント

（対象）

第10条 「個人としての利益相反」マネジメントは、全ての教職員を対象とする。

（一般的基準）

第11条 教職員は、個人的な金銭的利益その他の便益を、本大学における教職員個人の教育および研究上の責任より優先してはならない。

（自己申告書の提出）

第12条 教職員が、大学以外の産学官連携活動に係る一団体から、次に掲げる項目において、年間1,000,000円以上の金銭的利益を得ている場合、年1回、利益相反委員会が定め

る手続により、自己申告書を利益相反委員長に提出しなければならない。

- (1) 利益相反委員会において承認した兼業に係る収入
- (2) 特許の実施料等、知的財産権に係る収入
- (3) 株式配当
- (4) 贈与
- (5) その他、経済的利益

2 前項の自己申告書の様式、提出期限、その他必要な事項は、利益相反委員会において決定する。

3 提出された自己申告書に対し、必要に応じて利益相反アドバイザーによる助言または利益相反委員会における審議にもとづく改善指導を行う。

第4章 共通事項

(勧告または命令)

第13条 個別の事例において、利益相反委員会の改善指導に従わない場合、諸規程に違反して申請あるいは報告を行わない場合、または虚偽の申請あるいは報告が発覚した場合は、利益相反委員会は、次の勧告または命令を行うことができる。

- (1) 不適切と判断した活動を一定期間内に是正すること。
- (2) 適正な書類の提出を求ること。
- (3) 兼業承認の取消し
- (4) 企業等の役員の辞任
- (5) 利益の放棄
- (6) 研究プロジェクト等への不参加
- (7) その他大学が社会の信頼を回復するのに必要な措置

(不服申立て)

第14条 個別事例において当該教職員が、利益相反委員会の決定に対し不服がある場合、または前条における勧告もしくは命令に対し不服がある場合は、利益相反委員会に対し再審議の申立てを行うことができる。

2 利益相反委員会は再審議を行い、その結果について学長の承認を得なければならない。

(情報管理)

第15条 利益相反委員会における申請書類、報告書類等に記載される個人情報等については、学校法人立命館個人情報保護規程にもとづき管理を行う。

(情報公開)

第16条 利益相反委員会は、社会への説明責任を果たすため、本大学の利益相反マネジメントに関する情報を必要な範囲内で学外に公表することができる。

2 利益相反委員会は、学外への情報公開に当たって、個人情報の保護に留意する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、利益相反委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う改正)

この規程は、2006年6月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則 (2020年9月9日学校法人立命館教職員兼業規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2020年10月1日から施行する。